

防災・減災対策の推進を国に求める意見書

昨今、全国的に、豪雨、台風、地震など、自然災害の頻発化、激甚化にさらされており、本市においても、平成11年台風第18号では、錦川やその支流の宇佐川が氾濫し、家屋の全半壊など多大な被害をもたらし、平成17年台風第14号では、市内各地で住家の床上浸水や土砂災害が大規模に発生した。その後も、平成26年8月、平成30年7月、令和2年8月と立て続けに豪雨に見舞われ、河川水害や土砂災害など、甚大な被害が発生している。

こうした大規模自然災害への備えを強化し、市民の生命・財産を守るため、河川の流域全体で取り組む「流域治水」の考え方を踏まえ、改良復旧等の河川堤防の強化、しゅんせつの集中的な実施などのハード面の整備と、住民の避難体制強化を含むソフト面の充実を一体にした事前防災への取組を強力に推進する必要がある。

また、高度経済成長期以降に整備されたインフラが今後、一斉に老朽化することから、劣化が少ないうちに補修する「予防保全型」に転換することで、メンテナンスコストを削減し、道路、兼用護岸、橋梁などの老朽化対策を計画的かつ確実に推し進めなければならない。

よって、国におかれては、防災・減災に向けた国土強靱化のための対策を着実に推し進めていくため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 財政支援措置

(1) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用した事前防災対策を計画的に実施できるよう、必要かつ十分な予算措置を講じること

(2) 地方自治体の災害対応能力を向上させ、地域の防災力が強化されるよう、必要な財政支援措置を講じること

2 河川及び河川・海岸沿いの兼用護岸の整備

(1) 県・市が管理する河川の護岸整備・しゅんせつを喫緊の課題として進めることができるよう、必要な地方財政措置や個別補助事業の拡充を図ること

(2) 国が管理する兼用護岸の整備や越波のある海岸沿いの道路の早急な

対策を実施すること

- (3) 錦川流域のダム・導水路整備を推進するため、工事経費の国庫負担分の見直しを行うとともに、一定の要件のもと実施される権限代行による事業のさらなる拡充を検討すること

3 道路整備

- (1) 緊急ネットワークの強化や緊急輸送道路の機能保全など国土強靱化の推進を図ること
- (2) 大雨時などに事前通行規制のある道路は、解除に向けた防災対策を講じること

4 急傾斜地等における土砂災害対策

- (1) 急傾斜地等における土砂災害対策の効率的・効果的な促進のため、市町村の意見を反映し、地域の実情に合わせた砂防事業を推進すること

5 災害復旧

- (1) 被災した家屋、土地、農地、山林等の復旧に向けた被災者への公的支援制度につき、内容の充実と国庫負担の見直しを図ること
- (2) 予防保全の観点から、地域の特徴を捉えた原型復旧にこだわらない改良復旧に向けた対策を推進すること
- (3) 災害復旧事業において、早期に復旧工事に取りかけられるよう制度の見直しを図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月27日

岩 国 市 議 会